

選挙管理委員会規則

(目的)

第1条 本規則は、代議員選挙に関する規則（以下「代議員選挙規則」という。）第6条第2項及び役員候補者の選出並びに役員の選任に関する内規（以下「役員選出内規」という。）第4条第2項に基づき、選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の組織運営に関する事項を定めるものである。

2 委員会は、各種委員会の業務分担に関する内規に定める担当内に設置される。

(組織及び運営)

第2条 委員会は、代議員選挙規則第3条に定める地区毎に1名の計8名の委員で構成する。

2 担当理事は委員会に出席できるが、第3条に規定する権限を有しない。また、委員長は、担当理事の出席が会議内容に特に不都合と判断する際には、顧問弁護士の意見を聞き出席を認めないことができる。

3 委員は、業務執行理事会での検討の後に、理事会の議を経て、理事長が正会員の中から委嘱する。

4 前項の委員が、代議員選挙または役員候補者の選出選挙に立候補するときは、理事長は当該委員を解任し、遅滞なく当該委員所属地区から後任委員を委嘱し、理事会に報告しなければならない。

5 委員会に委員長を置き、委員長は委員の中から互選する。

6 委員長は委員会を代表し、委員会事務を総理する。

7 委員長は、副委員長を指名し、副委員長は委員長に事故あるときは委員長を代行する。

8 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き決議することができない。

9 委員会における議決権は、委員1名につき1個とする。

10 委員会におけるすべての決議は、出席委員の過半数で決する。

11 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員会の任務及び権限)

第3条 委員会は、次の任務及び権限を有する。

(1) 代議員選挙規則及び役員選出内規に規定される選挙に関する事務を管理し執行する。

(2) 選挙権、被選挙権の有無及び投票の効力並びに代議員選挙及び役員候補者選出意向投票の当選人を決定する。

(3) 選挙に関する異議の申し立ての受付、審査並びに不正行為の認定審査を行う。

(4) 前3号に定めるほか、選挙を公正、円滑に実施するために必要と思料する事項を決定し実行する。

2 前項第3号の認定審査及び代議員選挙に関する規則第17条に規定する選挙無効の判断を行うときは、顧問弁護士の意見を聞かなければならない。

3 第1項第3号の認定審査の結果は、速やかに理事会に報告しなければならない。

(委員会の事務)

第4条 委員会の運営に関する事務は、事務局が行う。

(規則の改廃)

第5条 本規則の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

本規則は、平成27年5月27日から施行する。

附 則

本規則は、令和5年9月30日から施行する。